

帝塚山大学動物実験規程

制定 平成23年 9月30日

(目的)

第1条 この規程は、帝塚山大学（以下「本学」という。）における動物実験等の実施並びに実験動物の飼養又は保管に関し、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）及び「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）並びに「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。）に定めるもののほか、本学において遵守すべき事項を定めることにより、動物愛護の観点、環境保全の観点及び科学的観点並びに動物実験等を実施する教職員・学生等の安全確保の観点から、適正な動物実験等の実施並びに実験動物の適正な飼養及び保管を促すことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物を用いたすべての動物実験等並びにこれら実験動物の飼養又は保管について適用する。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を外部機関への委託等により行う場合には、当該委託先においても、法、飼養保管基準及び基本指針等に基づき、動物実験等が適正に実施されることを確認しなければならない。

(基本原則)

第3条 動物実験等の実施に当っては、法、飼養保管基準及び基本指針等を遵守し、動物実験等の原則である代替法の利用「Replacement」（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減「Reduction」（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りそ

の利用に供される動物の数を少なくすること)及び苦痛の軽減「Refinement」(科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によって動物実験等を実施しなければならないことをいう。)の3Rの原則に基づき、適正に行わなければならない。

(定義)

第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「動物実験等」 次号に規程する実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 「実験動物」 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物(施設等に導入するために輸送中のものを含む。)をいう。
- (3) 「飼養保管施設」 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管し又は動物実験等を行う施設をいう。
- (4) 「動物実験室」 実験動物に実験操作(48時間以内の一時的保管を含む。)を行う実験室をいう。
- (5) 「施設等」 飼養保管施設及び動物実験室をいう。
- (6) 「動物実験計画」 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 「動物実験実施者」 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 「動物実験責任者」 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 「管理者」 実験動物及び施設等を管理する部局の長をいう。
- (10) 「実験動物管理者」 実験動物に関する知識及び経験を有する者で、管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。
- (11) 「飼養者」 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 「管理者等」 管理者、動物実験責任者、動物実験実施者、実験動物管理者及び飼養者をいう。

(学長の責務)

第5条 学長は、本学における動物実験等の適正な実施に関して最終責任を

負う。

(動物実験委員会)

第6条 本学に、動物実験計画の承認、動物実験等の実施状況の把握、飼養保管施設及び動物実験室の設置等の承認、教育訓練、情報公開その他動物実験等の適正な実施に関して学長に助言又は報告を行う組織として、帝塚山大学動物実験委員会（以下「動物実験委員会」という。）を置く。

第7条 委員会は、学長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議又は調査し、これらに関して学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験等に関係する規程の制定及び改廃に関すること。
- (2) 動物実験計画の関係法令等及びこの規程への適合に関すること。
- (3) 動物実験計画の実施の状況及び結果に関すること。
- (4) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (5) 動物実験等及び実験動物の適正な取り扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること。
- (6) 動物実験等に係る自己点検・評価に関すること。
- (7) その他動物実験等の適正な実施に関すること。

第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(動物実験等に関して優れた識見を有する者)

- (1) 動物実験等を実施する学部の学部長
- (2) 動物実験等を実施する大学院研究科の科長
- (3) 動物実験実施者

(実験動物等に関して優れた識見を有する者)

- (4) 実験動物管理者
(その他学識経験を有する者)
- (5) 事務局長（次長）
- (6) 総務課長
- (7) その他学長が必要と認めた者

2 前項第1号、第2号及び第5号、第6号の委員の任期は、その職にある期間とし、異動が生じた場合には、後任者が委員を引き継ぐものとする。第3号、第4号及び第7号の委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合の後任

者の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 委員会に委員長を置き、学長が指名する委員をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長の指名した委員が、その職務を代行する。

第10条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ委員会を開くことができない。

2 議決は、出席者の過半数をもって決する。ただし、第7条第2号及び第3号の審査の判定は、出席委員全員の合意によることを原則とする。

3 委員は、自ら動物実験責任者となる動物実験計画書の審査に加わることができない。

第11条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

第12条 委員会の事務は、総務課が担当する。

(動物実験計画の立案)

第13条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次の各号に掲げる事項に留意し、動物実験計画を立案しなければならない。

(1) 研究の目的、意義及び必要性に関すること。

(2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。

(3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。

(4) 苦痛の軽減により動物実験等を適切に行うこと。

(5) 苦痛度の高い動物実験等（致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等）を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。

(動物実験計画の申請及び承認)

第14条 動物実験責任者は、動物実験等を実施しようとする場合は、動物実

験計画書を学長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 学長は、動物実験責任者から申請のあった動物実験計画書について、動物実験委員会に審査を付議し、その結果を当該動物実験責任者に通知する。
- 3 動物実験責任者及びその他の動物実験実施者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、動物実験等を行うことができない。

(動物実験計画の変更)

第15条 動物実験責任者は、前条第2項の承認を受けた動物実験計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ動物実験計画書を学長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、動物実験責任者、動物実験実施者又は実験動物の系統を変更する場合は、動物実験計画変更・追加申請書によるものとする。

(実験操作)

第16条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当って、法、飼養保管基準、基本指針等に即するとともに、特に次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - ① 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - ② 実験の終了時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮
 - ③ 適切な術後管理
 - ④ 適切な安楽死の方法の選択
- (3) 動物実験等の実施に先立ち、必要な実験手技等の習得に努めること。
- (4) 侵襲製の高い大規模な存命手術にあたっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。
- (5) 安全管理に注意を払うべき実験（物理的、科学的に危険な材料若しくは病原体又は遺伝子組換え動物等を用いる実験）については、本学では実施しない。
- (6) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、本学では実施しない。

(実験操作終了後の処置等)

第17条 動物実験責任者は、実験操作を終了又は中止した後、実験動物を処分する場合は、致死量以上の麻酔薬の投与又は頸椎脱臼等によって、苦痛を与えないよう速やかに処置しなければならない。

2 動物実験責任者は、実験動物の死体については、人及び他の実験動物の健康及び生活環境を損うことのないよう、適切に処置しなければならない。
(動物実験計画の終了又は中止)

第18条 動物実験責任者は、動物実験計画を終了又は中止したときは、動物実験報告書を学長に提出しなければならない。

(飼養保管施設の設置)

第19条 飼養保管施設を設置しようとする部局の長は、学長に願ひ出て、その承認を得るものとする。

2 学長は、前項の願ひ出があつたときは、動物実験委員会の助言により、承認又は不承認を決定する。ただし、承認の場合は、本部事務局長の了承を得るものとする。

3 動物実験責任者は、学長の承認を受けていない飼養保管施設において、実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等を行ってはならない。

(飼養保管施設の要件)

第20条 飼養保管施設は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

(動物実験室の設置)

第21条 飼養保管施設以外において、動物実験室を設置しようとする部局の

長は、学長に願い出て、その承認を得るものとする。

- 2 学長は、前項の願い出があったときは、動物実験委員会の助言により、承認又は不承認を決定する。ただし、承認の場合は、本部事務局長の了承を得るものとする。
- 3 動物実験責任者は、学長の承認を受けていない動物実験室において、動物実験等を行ってはならない。

(動物実験室の要件)

第22条 動物実験室は、次の各号の要件を満たさなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 実験動物の排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第23条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めるものとする。

(施設等の変更・廃止)

第24条 施設等を変更・廃止する場合は、管理者は、施設等（飼養保管施設・動物実験室）の変更・廃止届を提出し、あらかじめ学長の承認を得るものとする。

- 2 学長は、前項の変更・廃止届の提出があったときは、動物実験委員会の助言により、変更・廃止の承諾又は不承認を決定する。ただし、承認の場合は、本部事務局長の了承を得るものとする。
- 3 管理者は、学長の承認を得なければ、施設等の変更・廃止を行うことができない。
- 4 管理者は、施設等の変更・廃止に伴って実験動物を処分する必要がある場合は、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めるものとする。

(標準操作手順の作成と周知)

第25条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管施設ごとに飼養又は保管の標準操作手順を定め、動物実験実施者及び飼養者に周知するものとする。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第26条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めなければならない。

(実験動物の導入)

第27条 管理者は、実験動物を導入するときは、関連法令や基本指針等に基づき適正に管理されている機関より導入するものとする。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行うものとする。

3 実験動物管理者は、導入した実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じるものとする。

(給餌・給水)

第28条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うものとする。

(健康管理)

第29条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うものとする。

2 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物が実験目的以外の傷害を負い、又は疾病にかかった場合、適切な治療等を行うものとする。

(異種又は複数動物の飼育)

第30条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一の飼養保管施設内で飼養又は保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うものとする。

(記録の保存及び報告)

第31条 管理者は、実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等に関する記録を整備し、保存しなければならない。

2 管理者等は、年度ごとに、飼養又は保管した実験動物の種類、数等について、学長に報告するものとする。

(譲渡の際の情報提供)

第32条 管理者等は、実験動物を譲渡するときは、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供するものとする。

(輸送)

第33条 管理者等は、実験動物を輸送するときは、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止に努めなければならない。

(危害防止)

第34条 管理者等は、実験動物が逸走した場合の捕獲の方法等をあらかじめ定めておかななければならない。

2 管理者等は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡しなければならない。

3 管理者等は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対する実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等による危害について、予防及び発生時の必要な措置を講じなければならない。

4 管理者等は、有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めなければならない。

5 管理者等は、実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じなければならない。

(緊急時の対応)

第35条 管理者等は、地震、火災等の緊急時に採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図らなければならない。

2 管理者等は、緊急事態が発生したときは、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害防止に努めなければならない。

(教育訓練)

第36条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対し、次の各号に掲げる事項に関する所定の教育訓練を行わなければならない。

(1) 関連法令、基本指針等、大学の定める規則等

- (2) 動物実験等の実施方法に関する基本的事項
 - (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
 - (4) 安全確保、安全管理に関する事項
 - (5) その他適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録は、保存しなければならない。

(自己点検・評価・検証)

第37条 学長は、動物実験委員会に、本学の動物実験等の実施状況及び基本指針への適合性に関し、定期的に自己点検・評価を行わせなければならない。

- 2 動物実験委員会は、前項の自己点検・評価を行ったときは、その結果を学長に報告しなければならない。
- 3 動物実験委員会は、管理者、動物実験実施者、動物実験責任者、実験動物管理者、飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- 4 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

(情報公開)

第38条 学長は、本学における動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果等）を、毎年1回程度公表するものとする。

(雑則)

第39条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(規程の改廃)

第40条 この規程の改廃は、委員会及び大学協議会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成23年9月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 10 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。